旭川トヨペット株式会社

行　動　計　画

社員が仕事と生活のバランスを図り働きやすい職場環境にするため、
次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　令和８年４月１日　～　令和１０年３月３１日

２．内容

目標（次世代法・女性活躍推進法）

年次有給休暇の１０日以上取得者の割合を８０％以上に引き上げる

＜対策＞

令和８年４月　～　有給休暇所得予定表を掲示し、毎月取得状況をとりまとめる
令和８年４月　～　毎月の安全衛生委員会で進捗確認を行い、遅れがある場合は
取得促進を声掛ける。

男女間賃金差異
（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）

〇正社員　65.7%
〇有期社員　－
〇パート　100.2%
〇全社員　65.2%

対象期間：２０２５年１月１日から２０２５年１２月３１日まで
賃　金　：１年間の総賃金（賞与含む・通勤手当除く）
対象者　：対象期間中の１２ヶ月を通して在籍者全員
パート　：パート社員については、正社員の所定労働時間（１日７時間２０分）
で換算した人数を基に平均年間賃金で換算している

労働者の役職別割合　　2026年3月現在

	（男性）	（女性）
○課長以上	35.3%	1.7%
○係長	23.7%	3.7%
○一般	26.1%	9.5%
○合計	85.1%	14.9%

労働者の平均勤続年数　　2026年3月現在

○男性　　21.2年

○女性　　13.4年

労働者の年間有給休暇取得日数　　2026年3月現在

13.8日

年次有給休暇の１０日以上取得者の割合　2026年3月現在

70.5%